

○宇部市道路占用規則

平成二十六年十二月二十六日

規則第四十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）の規定に基づく道路の占用について、法、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号。次条において「省令」という。）及び宇部市道路占用料徴収条例（昭和四十四年条例第十六号。第七条及び第十五条において「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可の申請)

第二条 法第三十二条第一項の規定による占用の許可（同条第三項の規定による変更の許可を含む。）を受けようとする者は、省令第四条の三第一項に規定する様式（以下「省令様式」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- 一 占用の場所を表示する位置図、平面図及び現況写真
- 二 占用に係る工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）の構造図、縦横断面図及び求積図
- 三 道路の掘削を伴う占用にあつては、地下埋設物占用者間協議書
- 四 その他市長が必要と認める書類

(占用の許可)

第三条 市長は、前条及び第五条の省令様式が提出された場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該占用の許可書を占用者に交付する。

(占用の許可の基準)

第四条 占用の許可の基準は、法令に定めるもののほか、市長が別に定める。

- 2 市長は、前項の基準を定めたときは、これを告示する。

(更新の許可の申請)

第五条 第三条の規定により占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）が占用の期間の満了後引き続き占用しようとするときは、占用の期間が満了する日の一月前までに、省令様式を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請者は、第二条各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(修繕工事の申請)

第六条 占有者は、第三条の許可を受けた占有物件について、修繕工事を行おうとするときは、道路占用（修繕工事）許可申請書（様式第一号）に第二条第一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その一部を省略することができる。

（占用料の減免申請）

第七条 条例第五条の規定による占用料の全部又は一部の減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書（様式第二号）を市長に提出しなければならない。

（占用工事の完了届）

第八条 占有者は、占用に伴う工事が完了したときは、速やかに道路占用工事完了届（様式第三号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（占用物件の適正管理）

第九条 占有者は、占有物件を適正に管理し、道路管理上支障のないよう十分な措置を講ずるとともに、占用に起因して道路の管理者又は第三者に損害を与えたときは、占有者の責任において措置しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第十条 占有者は、その占用の権利及び義務を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特別の事由により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（地位の承継）

第十一条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、道路占用承継等届（様式第四号）にその承継を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（占用の中止又は廃止）

第十二条 占有者は、占用に関する工事を中止し、又は占用を廃止したときは、道路占用承継等届（様式第四号）を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更）

第十三条 占有者は、住所又は氏名（法人にあっては、事務所の所在地又は名称）を変更したときは、道路占用承継等届（様式第四号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復）

第十四条 占有者は、占用期間が満了し、若しくは占用期間中に占用を廃止したとき、又は法第七十一条第一項若しくは第二項の規定により占用の許可を取り消されたときは、占用

物件を除去し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、現状に回復することが適当でないと市長が認めるときは、この限りでない。

(占用料の還付の請求)

第十五条 条例第四条第一項ただし書の規定により占用料の還付を請求しようとする者は、道路占用料還付請求書(様式第五号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に法第三十二条第一項又は第三項の規定によりなされた許可に係る手続その他の行為のうち、この規則の規定に該当するものは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式 省略